

常任委員会報告

予算委員会

平成30年度勝山市一般会計補正予算について

当委員会は平成30年度勝山市一般会計補正予算（第3号）について審査し可決しました。

圃場再整備について

返還した公共施設跡地の圃場の漏水対策のための再整備について、状況を的確に把握するために十分な調査を行うよう指摘し、予算執行については慎重な対応を求めました。

「新福井ふるさと茶屋」補助金について

この補助金については、審査の中で各委員から要綱を設けるべきとの意見があり、理事者は、12月定例会までに要綱を制定し、再計上を目指すことになりました。

市内ブロック塀について

市所有のブロック塀26ヶ所のうち、点検の結果問題がある13ヶ所について、

対応策が報告され、年度内に工事を完了するための予算が計上されました。

その他、国庫補助金の決定による道路整備費の見直し、市立幼稚園統合に向けての園舎整備費、大雪による被害を受けた農業用ハウス復旧費、勝山ニューホテル客室修繕費等が今回予算に計上されています。



総務文教厚生委員会

■今定例会の審査結果

審査の結果、議案5件について全て可決し、継続審査を含む陳情4件のうち2件は採択、1件は趣旨採択、1件は継続審査としました。

勝山市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

勝山市では、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、良好な景観及び居住環境を守り、市民の安全・安心な生活の実現に寄与することを目的とする「勝山市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年4月1日施行）」を制定し空き家等を適正に管理してきました。しかし、国において、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、新たに空き家等の定義がなされ、管理不全な状態である空き家等を「特定空家等」とし、助言・指導・勧告・命令を行えるようになりました。

勝山市では、国の特別措置法の施行に伴い、「勝山市空き家等の適正管理に関する条例」を改正しました。主な改正点は、空き家等の定義の修正、特定空家等の定義の追加、空家等対策計画の作成、空家等対策協議会の設置に関すること、などです。

委員会では、第1条（目的）に書かれているまちづくりの推進に寄与するとはどのような意味か、この条例に適さない文言ではないか、などの意見が出され、理事者から詳細な説明を求め、活発な議論を重ね条例を可決しました。

重文旧木下家住宅 組立工事 請負契約の変更について

平成28年12月から行っている旧木下家の組立工事は、文化庁との協議により、旧木下家を江戸時代末期の姿に戻すことになりました。そこで、建具についても当時の形に戻すため、新調や修理が必要となったことなどにより、工事費を約7百万円を増額し、最終的に1億8千2百万円となりました。

委員からは、国、県の補助率や、復元する建具の内容などが質問され、理事者から詳細な説明を受けました。

